



Title	道徳的理由のあいだの葛藤という観点から超義務を考える : 浦野&石田「しないに越したことはない : 超義務と亜義務の倫理学」へのコメントリー
Author(s)	玉手, 慎太郎
Citation	応用倫理, 16, 37-45
Issue Date	2025-06-30
DOI	https://doi.org/10.14943/ouyourin.16.37
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/95758
Type	departmental bulletin paper
File Information	16_3_37-45.pdf



研究ノート

道徳的理由のあいだの葛藤という観点から
超義務を考える

浦野&石田「しないに越したことはない:超義務と亜義務の倫理学」へのコメントー

玉手慎太郎（学習院大学）

要旨

本研究は、浦野敬介と石田柊による論文「しないに越したことはない:超義務と亜義務の倫理学」に対するコメントーである。当該論文は、超義務（道徳的に望ましいが義務とまではみなされない行為）および亜義務（道徳的に望ましくないが禁止されるほどではない行為）について緻密な概念分析を行ったものである。これら二つの概念の既存の理解にはパラドックスが残されていたが、浦野らは超義務を「慈恵型超義務」と「英雄型超義務」に、また亜義務を「非行型亜義務」と「極悪型亜義務」に分類した上で、それぞれが成立する理由を明瞭に示した。彼らの議論は総じて説得的であるが、しかしそこで示された区分によって超義務と亜義務のすべての形態が網羅されているかどうかには、なお異論の余地がある。本研究は複数の道徳的理由のあいだの葛藤という観点から、浦野らの区別では捉えきれない「葛藤型超義務」および「葛藤型亜義務」という第三の分類を提示し、浦野らの議論を拡張することを試みる。それによって超義務と亜義務についてより包括的に、またわれわれの日常的な実践および苦悩をより詳細に捉える形で描くことができるようになると期待される。

Abstract

This research is a commentary to “Better not to do: the ethics of supererogation and suberogation” (written by Keisuke Urano and Shu Ishida). The paper performed detailed conceptual analysis of supererogation (the action that is regarded as morally good but not obligated) and suberogation (the action that is regarded as morally bad but not prohibited). Urano and Ishida made clear understanding of these concepts by classifying each concept to two subclasses: supererogation is divided to heroic and benevolent supererogation, and suberogation is divided to delinquent and atrocious suberogation. Their inquiry process and conclusive proposal are highly persuasive, but not enough to deal with supererogation (and suberogation) totally. In this research, we present the third subclass of supererogation (and suberogation), namely “conflictive supererogation” (and “conflictive suberogation”) which is overlooked in Urano and Ishida’s framework. By including this third subclass and expand the conceptual framework, it becomes possible to illustrate supererogation (and suberogation)

more comprehensively, which make sure that supererogation (and suberogation) is not just theoretical construction but familiar aspects of our practices and worries in everyday moral choices.

はじめに

浦野敬介と石田柊の論文「しないに越したことはない：超義務と亜義務の倫理学」¹は、超義務 (supererogation) および亜義務 (suberogation) について詳細な概念分析を行い、その規範的性質を明らかにした優れた研究である。本稿はこの論文について検討を加え、その議論枠組みを(否定するのではなく)拡張することを試みる。それによって超義務および亜義務という概念の内実をより包括的に、またわれわれの日常的な葛藤や苦悩をより詳細に捉える形で描くことができるようになると期待される。

2. 論文の要点 (1)：超義務の定義および超義務をめぐる課題

まずは浦野らの論文の要点を確認していきたい。ただし本節では、ひとまず亜義務は脇に置き、超義務に限定して議論を進める。亜義務は超義務の反転として理解することができるものであり、実のところ浦野らも超義務から議論を組み立てた上で、その応用として亜義務を論じているからである。亜義務については後に6節で取り扱う。

超義務とは、「望ましいが義務的ではない」²行為が有する道徳的性質を指す。具体例として、火災が発生しているビルに取り残された幼児を助けるためにそのビルに飛び込む行為や、私財のうちそれほど大きくない額を慈善団体に寄付する行為が挙げられる³。これらの行為が道徳的に望ましいことは明らかであるが、しかし私たちは通常、それが義務であるとは考えない。こういった行為は「義務の要請を超える」⁴ものである。

これらの例に明らかなように、超義務は私たちの日常において決して珍しいものではない。しかしそれでいて、超義務がいかなるものであるのかはいまだ明らかではない。というのも、ある行為が別の行為よりも道徳的に望ましいならば、ふつうその行為を取ることは道徳的に義務となるはずだからである。道徳的に望ましいにも関わらず義務とは言えない、という事態はいかにして成立するのか。これが浦野らの取り組む問いである (これは「超義務のパラドックス」と呼ばれる問題である⁵)。

もちろんこの問いは新しいものではない。浦野らはこの問いに対する先行研究の応答として「道徳的等価説」と「総合的免責説」の二つを検討し、いずれも説得的ではないとして退ける。まず道徳的等価説は、超義務的な行為は実際には他の行為よりも道徳的に良いわけではない (つまり私たちは端的にそれらの行

1 浦野敬介 & 石田柊「しないに越したことはない：超義務と亜義務の倫理学」『応用倫理』15 (2024) : 15-32.

2 浦野 & 石田論文 16 頁。原文の傍点は外している。

3 浦野 & 石田論文 16 頁。

4 浦野 & 石田論文 18 頁。傍点は原文の通り。

5 超義務のパラドックスとは、厳密には以下のようなものである (浦野 & 石田論文 19-20 頁) : 「以下の三つの主張は同時にすべて成立することができないため、超義務はトリレンマに陥る。〈主張 1〉超義務的行為は、義務的行為よりも道徳的によい。〈主張 2〉行為 ϕ が行為 ψ よりも道徳的に良いならば、行為 ψ に代えて行為 ϕ をすることが道徳的に義務的である。〈主張 3〉義務的行為に代えて超義務的行為をすることは、道徳的に義務的ではない。」

為の道徳的地位を誤解している)、と論じることで問いに答える考え方である。たしかにこのように言えるならパラドックスは解消される。しかし道徳的等価説は、たとえ論理的には問題を解決できたとしても、超義務的な行為は道徳的に望ましいものであるという私たちの直観それ自体を否定するものであり、説得力に欠けると浦野らは述べる。筆者もこの批判に同意する。

対して総合的免責説は、超義務的な行為について、たしかにそれ自体として義務ではあるのだが、多大な自己犠牲を伴うため、総合的に判断すれば義務とは言えない(それゆえ当該の行為を取らなかったとしてもその義務違反は免責される)、と論じることで問いに答えようとする。この応答は一見したところもっともらしい(私たちは燃え盛るビルを前にして、飛び込めば自分も高い確率で死ぬ、ということを考えないわけにはいかない)。しかし、やはり私たちの直観に反すると浦野らは述べる。というのも、燃え盛るビルに飛び込むことは義務を超えていると論じる時、私たちは道徳外の原因によって道徳的義務が免除されると考えているのではなく、道徳的にさえ義務的ではないと考えているからである。言い換えれば、超義務はあくまで道徳的な性質をめぐる問題だということを、総合的免責説は捉え損ねている⁶。筆者は以上の議論にも同意する。

3. 論文の要点(2): 超義務の二類型およびその規範的地位の解明

では、浦野らはこの問い(=超義務のパラドックス)にどのように解答するのか。彼らはまず、超義務は決して一枚岩ではなく、その内部に二つのタイプを区別できると論じる。一つ目が英雄型超義務(heroic supererogation)であり、その特徴は「コストが極めて大きいこと、超義務的行為の道徳的なよさが極めて大きいこと、(他の条件が適切ならば)極めて大きな道徳的称賛の対象となることなど」にある⁷。二つ目が慈恵型超義務(benevolent supererogation)であり、その特徴は、「コストが小さく、道徳的なよさはそれほど大きくなく、また道徳的称賛の程度もそれほど大きいとはいえない」ことにある⁸。先に挙げられた超義務の例のうち、幼児の救助のために燃え盛るビルに飛び込む行為は前者、慈善団体に小額を寄付する行為は後者に該当する。

以上の区別の上に、浦野らはそれぞれが異なる理由から、超義務のパラドックスを解消できること、つまり道徳的に望ましいが義務的ではないという性質を説得的に説明できることを示す。

まず英雄的超義務については、当該の行為はそもそも当事者にとって選択可能な行為ではないことが、その超義務としての性質を考える鍵となる。選択可能でないならば、その行為は義務論的地位を持たない。なぜなら、ある行為が義務であると述べるためには、その行為が実際に選択可能でなければならないからである。しかし、英雄的な行為はこの条件を満たしていない(容易に選択できるものではないからこそ英雄的なのである)。このように考えるならば、英雄的超義務が義務ではないこと、しかしそれでいて高い道徳的称賛に値することを整合的かつ直観に即した形で説明できる。

つづいて慈恵的超義務については、当該の行為の道徳的な望ましさが非常に小さいことが、その超義務としての性質を考える鍵となる。ある行為が道徳的に望ましいことはたしかであるとしても、その望ましさは、当該行為を義務とするには及ばないことがありうる。その望ましさは当該行為を義務にするまでのものではない、というわけである(このような考え方を浦野らは「道徳的理由不足説」と呼ぶ⁹)。このよ

6 浦野らの論文では総合的免責説に対する批判がさらに2つ論じられているのだが、ここで取り上げた論点だけでも総合的免責説を退けるのに十分であると考えため、本稿では省略する。

7 浦野&石田論文23頁。

8 浦野&石田論文23頁。

9 浦野&石田論文23頁。

うに考えるならば、慈恵的超義務が義務でないこと、それでいてなお道徳的な望ましさを有していることを整合的かつ直観に即した形で説明できる。

筆者の見限り、以上の議論は非常に説得的であり、英雄の超義務および慈恵的超義務について、超義務のパラドックスを解消することに成功している。浦野らの研究は、いまだ明確に理解されていない「超義務」という概念の道徳的地位を、理論的に精緻な枠組みの上に解明したものとして、高い評価に値すると言えよう。

4. 超義務のもうひとつの類型化：葛藤型超義務の可能性

しかし浦野らの研究には、なお不十分な点が残されていると筆者は考える。注意すべきは、はじめに超義務を区分した上でそれぞれについて説明を与える、という形で論理が組み立てられていることである。それゆえ、仮に前提となる超義務の類型が不十分なものであった場合には、個々の区分については説得的な説明が与えられていたとしても、なお超義務全体について説得的に説明したことにはならない。以下では、浦野らの整理からは抜け落ちている第三の超義務カテゴリーを提示し、説明を試みる。

ここで例として考えたいのは、大学教員による、「学生の卒論指導を丁寧に行う」という行為である。現在の日本の大学の、いわゆる文系学部（文学部や法学部など）において、多くの場合に4年生は卒業論文を執筆する。よく知られているように、卒業論文の指導の内容には教員ごとに大きな差がある。つまり、熱心に指導を行う教員もいれば、最低限の指導で済ませる教員もいる¹⁰。熱心に指導を行うことは、道徳的に望ましいことであると言えるだろう¹¹。他方で、熱心な指導は教員にとって道徳的義務である、と考えることはさほど説得的ではなく、一般にそう見なされてはいないように思われる。たいていの教員は「丁寧に指導するのは立派なことだ」と考え、しかし同時に「でもそれは誰もがやるべき義務ではない」と考えるだろう。四年生の卒論を丁寧に指導することは、道徳的に望ましいが、しかし義務ではない。つまりこれは超義務である¹²。

この超義務は、英雄型超義務ではない。丁寧な卒論指導が有する道徳的価値はそれほど大きくないし、指導を丁寧に行うことは十分に実行可能な選択肢である。またこの超義務は慈恵型超義務でもない。丁寧な卒論指導が有する道徳的価値は（英雄的ではないにせよ）決して小さくはなく、義務とみなすのに足りないとは思われない。すると、この超義務は、浦野らの枠組みでは把握できない超義務である、ということになる。だとすれば、新たな検討が必要である。丁寧な卒論指導はいかなる理由で超義務として成立するのであろうか。

筆者の見限り、卒論指導の事例においては、当該問題について従うべき道徳的理由が複数ある、ということが超義務の背景となっている。仮にここに卒論指導を最低限の内容で済ませている教員がいるとして、その人物は卒論指導に熱意を振り向けない理由をどう説明するだろうか。最もありそうな回答は、他にもやるべきことがある、というものだろう。「たしかに卒論指導はすごく意味があるし、教員としてで

10 全く指導しない、というケースは端的に職務不履行であるため、（現実には生じているかどうかはともかく）ここでは検討から除外する。

11 この道徳的な望ましさの内実は論争的かもしれないが、少なくとも何かしらの道徳的価値があるということには同意が得られると筆者は考える。なお内実の具体例として簡単に思いつくのは、教師として学生に真剣に向き合うことでその信頼に応えること、学生を成長させることで大学に対する社会の期待に応えること、などだろう。

12 テクニカルな補足であるが、浦野らが超義務の形式的定義として挙げるスヴェン・ウヴェ・ハンソンの定義を、この例は満たす。ハンソンによる超義務の定義とは以下のようなものである：「行為者Sが二つの行為 ϕ 、 ψ について、Sが ϕ することは道徳的に義務的でもなければ禁止されもせず、Sが ψ することは道徳的に義務的だとする。Sが ψ することよりSが ϕ することが道徳的に厳密によりよい場合、かつその場合に限り、Sが ϕ することは（ ψ することとの関係で）道徳的に超義務的である」（浦野&石田論文18頁）。この ϕ に熱心な指導を、 ψ に最低限の指導を当てはめてみてほしい。

きただけやるべきだとは思うけど、でもほら、教員がやるべきことって他にもあるし」というわけである。これは決して道徳的義務を逃れるための言い訳ではないと思われる。大学教員はたしかに教育に熱心に取り組むべきである（そうすべき道徳的理由をもつ）。しかし同時に、大学教員は学術論文を執筆して査読誌に投稿するべきであるし、様々な授業のための準備をするべきであるし、種々の会議に出席するべきである（それらのことをする道徳的理由を持つ）。さらに言えば、仕事以外の面でも、早く帰宅して家事を行ったり家族と過ごしたりするべきである（ここにもやはり道徳的理由が生じる）。

このような道徳的理由の複数性を踏まえると、丁寧な卒論指導の超義務としての性質は、複数の道徳的理由のあいだの葛藤に由来するものとして理解するのが適切であると考えられる。つまり、丁寧な卒論指導が超義務である（＝道徳的に望ましいがしかし義務ではない）のは、その行為をなすことがある道徳的理由に照らして望ましいことはたしかであるものの、また別の道徳的理由に照らせば望ましいとは言えないからである。もし一つの理由からは望ましくても別の理由からは望ましくないのであれば、それを義務として要求することはできない¹³。

このような超義務を、葛藤型超義務（conflictive supererogation）と呼ぶことにしよう。次節では葛藤型超義務の性質について、いくつかの疑問に答える形で理解を深めていきたい。

5. 葛藤型超義務に対する疑問の検討

5-1. 総合的免責説とどこが違うのか

葛藤型超義務という考え方に対して想定される第一の疑問は、総合的免責説と同じ説明ではないか、というものである。先に見たように、超義務に対する総合的免責説とは、超義務を以下のように説明するものである：当該行為は道徳的に望ましいが、しかしその行為にかかるコストなど、関連する事情を総合的に考慮した場合には義務とは言えない。これに対して葛藤型超義務は、複数の道徳的理由を総合的に考慮した場合には端的に義務とは言えない、というように超義務を説明する。両者の議論の構造にはたしかに類似性がある。

しかし葛藤型超義務の考え方と総合的免責説には決定的な違いがある。総合的免責説は、道徳的な望ましさを、道徳外の考慮事項によって相殺するものである。再び確認すれば、「行為者がすべき行為を決める上での考慮事項は道徳だけでなく、他の価値も考慮事項となるため、超義務的行為は全てを考慮して義務的だとは限らない」¹⁴というのが総合的免責説である。これに対して葛藤型超義務は、複数の道徳的理由を総合的に考える、つまりあくまで道徳の領域内で考えるものである。

とはいえ両者は、単独では義務を形成する道徳的要請を、その要請とは別の理由に照らして義務的でないものとみなす、という構造を共有しており、両者のあいだで線を引くことが難しいケースもある。実のところ上に挙げた卒論指導の例も、他のもろもろの道徳的理由が存在する、という事情をひとまとめにして「忙しくて余裕がない」と述べることも不可能ではない。このとき、忙しい、という理由は道徳的理由ではないだろう（その背後に道徳的理由はあるにせよ）。であれば、この状況は総合的免責説の表層をもつことになる。

13 この考え方は、浦野らの示す「道徳的理由不足説」の亜種とみなすことができる。つまり、ある一つの道徳的理由は、対立する別の道徳的理由が存在する場合には、義務を形成する十分な理由になり得ないということである。なお、「葛藤型超義務」における葛藤は、いわゆる「倫理的ジレンマ」とは区別されるべきである。倫理的ジレンマの場合もまた複数の道徳的理由が対立しているが、そのうち複数のものが義務を形成する十分な理由になっている、という点が問題である。十分な理由が複数あるからこそ、それらの間で深刻な選択困難に陥るわけである（いずれを選んでも道徳的非難が避けられない）。これに対して、ここで論じている葛藤型超義務の場合には、いずれの理由も義務を形成するのに十分ではない。すなわち、理由のうちのどれかを無視しても問題ない（道徳的非難は生じない）のであり、それゆえ「超義務」が形成されると考えられる。

14 浦野&石田論文 21 頁。原文の傍点および原語表記は省略している。

しかしながら、まったく道徳的でない理由をもって超義務を説明することには、やはり無理があるように思われる。丁寧な卒論指導が超義務である理由として、「丁寧に卒論指導をしても給与が上がるわけではない」という事情を提示することは説得的ではない。言い換えれば、丁寧な卒論指導をすべきだという道徳的要請は、それが給与と無関係であるという事情を総合的に勘案すれば義務ではなくなる、と私たちはふつう考えない¹⁵。

本稿の提示する葛藤型超義務の議論を、総合的免責説から丁寧に区分することが重要であるのは、それが道徳的理由の重みを尊重することにつながるからである。総合的免責説に対する一つの懸念は、超義務の道徳的な真剣さを容易にキャンセルしてしまうのではないか、というものである。葛藤型超義務にはその懸念はない。ある道徳的要請が別の理由によって義務でなくなるのは、その別の理由それ自体もまた道徳的理由である場合に限られると考えるならば、私たちにとって道徳的理由が優先的な地位を持つという確信を保持したままに、超義務を把握することができる。

5-2. 義務を相対的なものとみなしてしまってもよいのか

葛藤型超義務という考え方に対して想定される第二の疑問は、そのような超義務の可能性を認めてしまうと、義務が行為者に相対的なものになってしまうのではないか、というものである。もし複数の道徳的理由の相互関係の上で義務が決まるとすれば、まったく同じ行為であっても人によって義務であったり義務でなかったりすることになるし、また同一人物にとっても状況が変われば義務であったはずのものが義務でなくなったりすることになる。しかし義務とは本来、普遍性や絶対性をもつものではなかったか。

以上の疑問に対する応答は二つある。第一に、端的な事実として私たちはまさにそのように、流動性のある形で「義務」という概念を用いているのだ、という応答が可能である。私たちの用いている道徳的概念を明確化する、という目的にとっては、現実の用語法こそが重要である。私たちの義務についての日常的理解を無視して、義務は普遍的・絶対的なものとして捉えなければならない、と論じの方がむしろ不適切だと言える¹⁶。

第二に、葛藤型超義務に限らず、そもそも超義務自体が行為者に相対的である、と応答することが可能である。たとえば、子どもがプールで溺れている時、その子を助けるために飛び込むことは、泳ぎの得意な人にとっては道徳的な義務であるが、カナヅチである人にとってはそうではなく、英雄的超義務となるだろう。また、かつては泳ぎを得意としていたが、その後に事故によって足が不自由になってしまった人にとっては、かつて義務だったものが英雄的超義務に変化する（つまり義務でなくなる）ことになるだろう。義務が行為者相対的であるという指摘は、葛藤型超義務だけではなく、英雄型超義務や慈恵型超義務にも当てはまる¹⁷。したがって、義務が行為者相対的であってはならないと考えるならば、本稿の主張のみならず浦野らの枠組み全体を放棄しなければならなくなるが、彼らの議論の説得力をふまえると、それはあま

15 上に挙げた「忙しくて余裕がない」という応答も、忙しさについての追加的な説明によって道徳的理由が示されなければ、やはり義務を怠っていると非難されうるだろう。たとえば、忙しい理由として「今年から学科長なんだ（＝責任ある立場にいるのだ）」とか「親が骨折してしまったんだ（＝家族への配慮義務が強まっているのだ）」といったことを答えて初めて、私たちは丁寧な卒論指導が彼に取って義務的ではないこと（しかしそれでもなお、忙しい中で卒論指導に丁寧に取り組むことはやはり望ましいこと、つまりそれは超義務であること）を認めるだろう。

16 この応答は、より広い観点から捉えれば、次のような方法論的態度へのコミットを意味する。すなわち、私たちの行為をめぐる道徳的理由は、普遍的に当てはまる道徳原理に照らして判断されるのではなく、個別的事情や視点からこそ把握されるべきである、という態度である。そのような方法論的態度を擁護する近年の研究としてたとえば以下の文献がある：古田徹也『それは私がしたことなのか：行為の哲学入門』（新曜社 2013 年）、大谷弘『道徳的に考えるとはどういうことか』（ちくま新書 2023 年）。

17 実のところ浦野らは、自分たちの検討する超義務が行為者相対的なものであるとはっきり述べている。「とくに、この〔著者が採用する超義務の〕暫定的定義によれば、ある行為が超義務的であるかどうかは行為者相対的に決まる。つまり、行為者 S にとって行為 ϕ が超義務的だとしても、別の行為者 T にとって ϕ は超義務的ではないかもしれない」（浦野 & 石田論文 18 頁、注 8）。なおここで言われている暫定的定義とは、本稿の注 12 で引用したハンソンの定義のことである。

り望ましい理路とは言えないように思われる。むしろ浦野らの議論から、超義務という概念を明確化する上では行為者ごとに義務が相対化すると考えることが必須になる、という示唆を受け取るべきかもしれない¹⁸。

5-3. 超義務の理解に対していかなる含意をもつか

最後に検討したいのは、葛藤型超義務という概念を導入することに、いかなる含意があるのか、という疑問である。もちろん、葛藤型超義務を用いることでこれまでの枠組みではうまく説明できなかったタイプの超義務を説明できるようになるならば、そのこと自体に意義はある。しかしそれに加えて、何かしら超義務をめぐる考え方そのものへの含意があるかどうかを考えてみよう。

浦野らの論文は超義務について「我々の日常にありふれている」¹⁹と述べ、それが私たちにとって身近な倫理的問題であることを指摘している。筆者もこの理解に賛同する。しかしながら、浦野らの提示する英雄型超義務と慈恵型超義務という類型は、超義務が身近な倫理的問題であるという点をうまく捉えられているだろうか。

英雄型超義務は、当該の行為が一般には実行不可能なものであることを意味する。また慈恵型超義務は、当該の行為が有する道徳性は瑣末なものであるということの意味する。すると、浦野らの整理における超義務とは、ざっくりばらんに言ってしまえば、日常においては問題にならないか問題にするまでもないかのいずれかである。だとすれば、いずれにしても超義務とは、さして悩ましいものではなく、日常的に直面する「倫理的問題」ではない、ということになるように思われる。

これに対して葛藤型超義務は、当該の行為がまさに悩ましいものであるという理解を私たちに与える。その行為はある道徳的理由に照らしてたしかに望ましいのであるが、しかし別の道徳的理由に照らせばそうではなく、それゆえ義務であるという判断を端的に下すことができないものであり、私たちはその行為をなすかどうかを自ら考えて決定しなければならない。このとき私たちは超義務をまさに「倫理的問題」として捉えることになる。すなわち葛藤型超義務の視点は、超義務が私たちにとって身近な倫理的問題である、という理解を正面から受け止める議論を形成する。これが、葛藤的超義務というカテゴリーをめぐる議論が有する重要な含意である。

6. 亜義務のもうひとつの類型化：葛藤型亜義務の可能性

最後に、以上の議論を踏まえた上で、亜義務についても検討しよう。亜義務とは、「望ましくないが禁止はされない行為」²⁰のことである。亜義務についても超義務と同様、その道徳的性質の説明は一筋縄ではいかない。もし道徳的に望ましくないのであれば、(法的にはともかく少なくとも道徳的には)禁止されてしかるべきであるように思われるからである。浦野らは亜義務についても超義務と同様に二種類の形態を区別し、それぞれ説明を加える。

第一に、道徳的に望ましくないのだが、その望ましくなさが些細な程度にとどまる行為が、非行型亜

18 義務の行為者相対性は、浦野らの枠組みにおいて超義務のパラドックスを解消する上での鍵になっている。超義務のパラドックスとは、平易に述べれば「望ましい行為であれば義務であるはずなのに、望ましいが義務ではない行為がある」という問題である(本稿注5も参照のこと)。この「望ましい行為であれば義務であるはず」という主張は、正確に記述すれば「望ましい行為であれば常に義務となる」という主張であり(そうでなければパラドックスは生じない)、そしてこの主張こそが、浦野らが乗り越えようとするものである。義務を行為者相対的なものとして捉えるからこそ、この主張の乗り越えが可能になると考えられるし、見方によっては、義務が行為者相対的でありうるならパラドックスは始めからなかった(疑似問題であった)とさえ言えるかもしれない。この論点については今後の更なる検討が必要である。

19 浦野&石田論文17頁。

20 浦野&石田論文16頁。原文の傍点は外している。

義務 (delinquent suberogation) と名付けられる (これはちょうど慈恵的超義務の逆である)²¹。この場合、道徳的に望ましくないのはたしかであるが、禁止するまでのことではないとみなされる。このような亜義務の具体的事例として挙げられるのは、パートナーへの差別的侮辱に対する罵倒による報復である。第二に、道徳的な望ましくなさが極大であるような行為、つまりは日常的に考えもつかないほどに道徳的に悪い行為が、極悪型亜義務 (atrocious suberogation) と名付けられる (これはちょうど英雄型超義務の逆である)²²。この場合、当該行為はそもそも通常の選択肢に入っていないため、禁止の対象にならない。このような亜義務の具体的事例として挙げられるのはジェノサイドである (私たちはジェノサイドは禁止されるとわざわざ述べたりしない)。

以上の浦野らの整理はやはり説得的であるが、本稿におけるここまでの超義務をめぐる議論を応用することで、第三の亜義務として葛藤型亜義務 (conflictive suberogation) を考えることができる。葛藤型亜義務とは、ある道徳的理由に照らせばたしかに望ましくないのだが、別の道徳的理由に照らせば望ましいため、それを端的に禁止することはできない、という行為である。

葛藤型亜義務の具体例として、致命的な状況にあるにもかかわらず宗教上の理由によって治療を拒否する人に対する、治療の差し控えが挙げられるだろう。命を救うことができるにもかかわらずみすみす死なせることは、明らかに道徳的に望ましくない。しかしこのような差し控えは現代社会において禁止されていない²³。すなわちこれは亜義務である。しかしこの治療の差し控えは、道徳的な問題が些細なものではない (当人は死んでしまう) 点で非行型亜義務ではないし、十分に選択可能であって非現実的なわけではない (現実を選択されている) 点で極悪型亜義務でもない。ではどのように把握すべきだろうか。治療の差し控えが禁止されないのは、人命は尊重すべきだという道徳的理由に照らせば明らかに望ましくないものとしても、同時に信仰の自由を守るべきだという道徳的理由に照らせば望ましいものであり、両者のあいだの葛藤があるからである、と説明することは説得的であるし、また現実の医療従事者や患者家族の認識にも合致しているように思われる。だとすれば宗教上の理由による治療の差し控えは、道徳的な望ましくなさを含むものの複数の道徳的理由の対立のゆえに禁止されていない行為、つまり葛藤型亜義務であるとみなすのが適切だろう²⁴。

このように、葛藤型亜義務という形態を導入することによって、亜義務についてもより包括的な見取り図を得ることができる。

7. おわりに

本稿は、超義務および亜義務をめぐる浦野と石田の研究について、複数の道徳的理由のあいだの葛藤という観点から、議論の拡張を試みた。はじめに、超義務を英雄型超義務と慈恵型亜義務の二つに区分して検討する浦野らの枠組みを確認した上で (2・3節)、その枠組みではうまく説明できない超義務のパターンが存在することを示した (4節)。それは複数の道徳的理由のあいだで葛藤が生じ、それゆえに単一の

21 浦野&石田論文 27 頁。

22 浦野&石田論文 27-28 頁。

23 日本を含む多くの社会において、死を望む患者に対する延命治療の差し控え (いわゆる消極的安楽死) は認められているが、他方で死を望む患者に対して医師が直接に死に至らしめる措置を取る (いわゆる積極的安楽死あるいは医師補助自殺) は認められていない。安楽死の禁止 (あるいは許容) をめぐる近年の動向については以下の文献を参照した: 児玉真美『安楽死が合法の国で起っていること』(ちくま新書 2023 年)。

24 浦野らが非行的亜義務の例として挙げる、パートナーへの差別的侮辱に対する罵倒による報復という例 (浦野&石田論文 26-27 頁) も、葛藤型亜義務として説明する方が適切であるように思われる。罵倒による報復の害は、禁止するまでもないような些細なものだとは思われない。むしろこの場合、罵倒によって報復することは道徳的に悪い、という理由がありながら、パートナーへの差別的侮辱に対して強く応答しないこともまた道徳的に悪い、という理由が同時に存在するために、報復を端的に禁止できない、と考える方が説得的ではないだろうか。

行為を義務とみなすことができない、というタイプの超義務である。本稿ではこれを「葛藤型超義務」と名付け、超義務の第三のカテゴリーとして提示した。つづいて、いくつかの疑問に応答する形でこの葛藤型超義務の内実を掘り下げ、それが超義務をめぐる私たちの選択を倫理的問題として適切に把握することを助けるものであることを示した（5節）。最後に、重義務についても超義務と同様に、複数の道徳的理由のあいだで葛藤が生じるために道徳的に望ましくなくても単純に禁止することができない「葛藤型重義務」がありうることを論じた（6節）。

以上の議論は、私たちが日常的に出会う「超義務」を理解可能な形で記述する、という哲学的課題について、一定の貢献をなすものと考えられる。パラドックスを内包し、理解に困難を抱えていた「超義務」は、いまや英雄型超義務、慈恵型超義務、および葛藤型超義務のいずれかとして記述すること可能となった。他方で、「超義務」とはそもそもいかなる道徳的性質であるのかを包括的に把握する、というさらなる探究目標については、なお道半ばである。言い換えれば、三つの超義務のカテゴリーが相互にどのような関係にあるのかを理解することで初めて、超義務とは何かという問いに十分に答えることになると思われるが、そのような理解はまだ得られていない。

本稿の議論をふまえて考えるならば、超義務を英雄型超義務と慈恵型超義務に区分する浦野らの枠組みは、参照すべき道徳的理由が単一である場面を暗黙のうちに前提している、と整理することができるかもしれない。そのような場面における超義務は、英雄型あるいは慈恵型の超義務としてもれなく説明することが可能であり、その範囲では浦野らの枠組みは十分に妥当である。しかしこの前提は常に成り立つわけではない。参照すべき道徳的理由が複数ある場面においては、浦野らの枠組みでは捉えきれない超義務が生じうる。それが本稿の提示した葛藤型超義務である。とはいえ、複数の道徳的理由のあいだの葛藤がある場面で、英雄型超義務や慈恵型超義務の観点が説明力を無くすとも考えづらい。三つの超義務カテゴリーの相互関係については、なお詳細に論じるべき余地が残されている。これは今後の重要な、そして魅力的な検討課題であると言えるだろう。

謝 辞

本稿はまず、その初期草稿について、富山大学の児島博紀氏から貴重な指摘を受けた。そののち、浦野敬介氏・石田柊氏と議論を行った上で、オンライン政治理論研究会のワークショップ「超義務の倫理学・再訪」（2024年9月15日開催）にて本稿を報告し、さらなる改善の機会を得た。児島氏、浦野氏、石田氏、上記ワークショップへの参加者各位、および『応用倫理』の匿名査読者に、この場を借りて感謝申し上げたい。